○日高村移住希望者等住宅改修費等補助金交付要綱

日高村移住希望者等住宅改修費等補助金交付要綱

日高村移住希望者等住宅改修費等補助金交付要綱（令和３年告示第21号）の一部を次のように改正する。

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、日高村移住希望者等住宅改修費等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して日高村補助金交付規則（平成22年日高村規則第16号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めたものとする。

（補助目的）

**第２条**　移住希望者等（以下「移住者等」という。）に住宅を提供しようとする者が行う個人が所有する空き家の改修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、移住者等の経済的負担を軽減するとともに、本村の移住定住促進を図ることを目的とする。

（補助金交付要件等）

**第３条**　補助金の交付要件、補助金交付対象者及び補助対象経費並びに補助率等は、別表第１のとおりとする。

（補助金の交付申請）

**第４条**　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

**第５条**　村長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金の交付を決定し、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）に補助金交付決定通知（様式第２号）をするものとする。

（補助事業の変更）

**第６条**　補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第３号）を提出し、村長の承認を受けなければならない。

(１)　補助事業を中止しようとするとき。

(２)　補助金の額が増額となる変更をしようとするとき。

(３)　補助対象経費の20パーセントを超える減額をしようとするとき。

(４)　事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

（実績報告）

**第７条**　補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第４号）により、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助事業実施年度の３月20日のいずれか早い日までに村長に報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

**第８条**　村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

２　補助事業者は、前項の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第５号）を村長に提出しなければならない。

３　村長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消）

**第９条**　村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(３)　補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

(４)　補助事業を中止したとき。

(５)　前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の確定があった後においても適用があるものとする。

３　村長は、補助金の交付決定を取り消す場合、日高村移住希望者等住宅改修費等補助金交付取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

**第10条**　村長は、前条第１項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、日高村移住希望者等住宅改修費等補助金還付命令書（様式第７号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、完了日からの経過年数により別表第２のとおりとする。ただし、第９条第１項第１号にかかるものについては、経過年数に関わらず全額返還を求める。

（その他）

**第11条**　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

**附　則**

この告示は、平成29年７月１日から施行する。

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

この告示は、令和3年6月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業 | 移住希望者等住宅改修事業 | 移住者居住用住宅修繕事業 |
| 補助対象経費 | 空き家の改修に要する委託料、工事請負費（廃棄物運搬費及び処分費は除く。）、原材料費、その他村長が必要であると認めたものとする。 | 移住者居住用住宅の通常使用による消耗等で居住に際し支障となる箇所の取り替えや修繕等に要する経費その他村長が必要であると認めたものとする。 |
| 補助金交付要件 | 次の掲げる事項を遵守すること。（１）補助事業終了後、以下の期間は移住者及び地域活性に資する居住用住宅とすること。①移住希望者等住宅改修事業　　10年間　②移住者居住用住宅修繕事業 　　5年間（２）事業終了後直ちに居住の用に供しない場合、若しくは、前号の期間内に事情により空き家状態になった場合は、本村のホームページ内で空き家情報として登録を行うこと。（３）住宅を借り受ける者が住宅の改修又は修繕を行う場合は、住宅の所有者に改修工事又は修繕の同意及び現状回復義務の免除について確認すること。 |
| 補助金交付対象者 | 　次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、住宅の所有者と当該住宅に居住しようとする者に相続関係が発生する場合、並びに申請者及び申請者に関係する者が、日高村暴力団排除条例（平成23年日高村条例第９号）第２条第２項に規定する暴力団員である場合は対象としない。（１）村内に住所を有していない者で、村外に５年以上居住している者（２）村内の空き家に住所を有して6ヶ月を経過してない者で、それ以前は村外に５年以上居住していた者。住民登録していない者は、工事完成後1カ月以内に住民登録し、補助事業終了後10年間は居住すること。（移住者居住用住宅修繕事業の場合は補助事業終了後5年間は居住すること。）（３）村内で地域おこし協力隊及び集落支援員の任に就いている者又は任期満了から２年以内の者（ただし、着任前に村外に５年以上居住していたものに限る。）で引き続き村内に定住するための住宅を改修する者（４）村内で地域おこし協力隊及び集落支援員の任に就いている者又は任期満了から２年以内の者（ただし、着任前に村外に５年以上居住していたものに限る。）と着任前から同一世帯のもので、引き続き村内に定住するための住宅を改修する者。（５）前４号に係る者に住宅を提供する住宅所有者（６）移住定住促進を目的に住宅の所有者から住宅を借り受ける地域自主組織等の非営利団体及びＮＰＯ法人並びに営利を目的とせず、移住及び定住を促進している団体（７）その他村長が必要であると認めるもの |
| 補助率 | 10分の10以内（1,000円未満の端数は切り捨て） |
| 補助限度額 | 2,700千円 | 200千円  |

別表第1（第3条関係）

別表第２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 完了日からの経過年数 | 返還（納付）金額 |
| 移住希望者等住宅改修事業 | １年未満 | 補助金確定額の100％ |
| １年以上２年未満 | 補助金確定額の90％ |
| ２年以上３年未満 | 補助金確定額の80％ |
| ３年以上４年未満 | 補助金確定額の70％ |
| ４年以上５年未満 | 補助金確定額の60％ |
| ５年以上６年未満 | 補助金確定額の50％ |
| ６年以上７年未満 | 補助金確定額の40％ |
| ７年以上８年未満 | 補助金確定額の30％ |
| ８年以上９年未満 | 補助金確定額の20％ |
| ９年以上１０年未満 | 補助金確定額の10％ |
| 移住者居住用住宅修繕事業 | ６か月未満 | 補助金確定額の100％ |
| ６か月以上１年未満 | 補助金確定額の90％ |
| １年以上１年６か月未満 | 補助金確定額の80％ |
| １年６か月以上２年未満 | 補助金確定額の70％ |
| ２年以上２年６か月未満 | 補助金確定額の60％ |
| ２年６か月以上３年未満 | 補助金確定額の50％ |
| ３年以上３年６か月未満 | 補助金確定額の40％ |
| ３年６か月以上４年未満 | 補助金確定額の30％ |
| ４年以上４年６か月未満 | 補助金確定額の20％ |
| ４年６か月年以上５年未満 | 補助金確定額の10％ |